

理容師・美容師の皆様へ

~ 知っていただきたいこと ~ ~ 守っていただきたいこと ~

誰もが安心して利用できる理容所・美容所にしましょう。



理容とは？

「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」です。

美容とは？

「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」です。

なお、カッティング、パーマネントウェーブ、染毛等の行為も理容業及び美容業の範囲に含まれています。



大津市保健所

～知りたいこと～

■ 理容所・美容所の開設について

理容業又は美容業を行うには、理容所又は美容所を開設する必要があります（出張理容・美容ができる場合を除く）。

理容所及び美容所を開設するときは、事前に保健所に届出を行い、施設が理容師法又は美容師法で定められている施設基準に適合しているか、保健所長の検査確認を受ける必要があります。検査確認を受けた後でなければ営業することはできません。

なお、理容師の免許を有している者でなければ理容業を、美容師の免許を有している者でなければ美容業を行うことはできません。

また、理容師が2人以上いる理容所においては管理理容師を、美容師が2人以上いる美容所においては管理美容師を設置する必要があります。



まつ毛への施術は、美容師法に基づく美容行為に該当するため、まつ毛エクステンション、まつ毛パーマ専門店であっても美容所の開設手続きが必要です。

《理容所・美容所開設手続きの流れ》



■ 理容師・美容師の届出について

理容師・美容師の採用・退職があったときは、すみやかに届出を行わなければなりません。

採用時の届出には、理容師・美容師の免許証、診断書（結核、皮膚疾患に罹患していない）の添付が必要となります。

■ 無資格者の施術について

無資格者が理容業又は美容業を行うことは、理容師法又は美容師法の違反です。また、出張理容・美容業をできる場合を除き、検査確認を受けた理容所又は美容所以外の場所で、その業を行うことも違法行為です。

<理容師法第6条>

理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

<美容師法第6条>

美容師でなければ、美容を業としてはならない。

違反

30万円以下の罰金

<理容師法第6条の2>

理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。

但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

違反

業務停止

<美容師法第7条>

美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。

ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

【理容所・美容所のレイアウト（例）】

外部と完全に区分



理容所又は美容所の開設方法等について、詳しくは「理容所開設の手引き」又は「美容所開設の手引き」をご確認ください。

なお、各手引きは、大津市のホームページに掲載しています。



作業場と待合所はついたて等、容易に動かせないもので区分する必要があります。

■ 理容所と美容所の重複開設

理容所及び美容所については、これまで別々に設置する必要がありましたが、平成28年4月1日から以下の条件を満たせば、同一の場所で理容所と美容所を重複開設することが可能になりました。

◆重複開設できる条件

- 理容所及び美容所の両方に必要な衛生上の要件（施設基準等）を満たすこと。
- 施術者全員が理容師及び美容師の両方の免許を有していること。

開設届出は、理容所、美容所それぞれの施設として必要となります。



■ 出張理容・美容について

原則として、理容業又は美容業は理容所又は美容所内でしか行うことはできませんが、**次に該当する場合**においては、法令及び条例により、**他の場所でその業務を行うことが認められています。**

■ 出張理容・美容業を行える場合

- ① 疾病その他の理由により理容所・美容所に来ることができない者に対して行う場合
- ② 婚礼等の儀式の直前に参列者に対して行う場合
- ③ 社会福祉施設の入所者に対して行う場合
- ④ 警察署等に収容されている者に対して行う場合
- ⑤ 災害の際に避難所において被災者に対して行う場合
- ⑥ 興行場等の出演者に対して行う場合



⇒上記①の「**疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者**」については、次のような者が該当すると整理されています。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の**要介護状態**にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、**社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難**であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である**乳幼児の育児**又は重度の**要介護状態**にある高齢者等の**介護を行っている者**であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用する事が困難であり、仮に、自宅等に**育児又は介護を受けている家族**を残して理容所又は美容所に**行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難**になると認められるもの

また、出張理容・美容業を実施する場合にあっては、「**出張理容・出張美容に関する衛生管理要領**」を遵守し、衛生管理を徹底するとともに、次の点については、特にご留意ください。

■ 出張理容・美容業を行う場所の管理

【作業場の管理ポイント】

- ・みだりに人が出入りしない**専用のスペース（部屋）**であること。
- ・床や壁面の材質が、コンクリート、タイル、合成樹脂等であり、作業場全体が**清掃しやすい構造**となっていること。
- ・作業を行うにあたって**十分に明るく、十分に換気できる設備**を有していること。
- ・犬や猫等の動物を入れないこと。（盲導犬等は除く。）
- ・作業終了後は、清掃を十分に行い、清潔を保つこと。



■ 主な携行品

出張先で衛生的に作業を行えるよう、以下の物を携行してください。

- ・消毒済みの器具やタオル等を使用後のものと区別して、安全に保管する**収納ケース等**
- ・消毒用エタノールやガーゼ等の**消毒道具**
- ・手指用の**石けん**や**消毒薬**等
- ・人数分のタオル
- ・消毒薬や絆創膏等の**応急薬品・応急処置道具**
- ・清潔な服装と**マスク**
- ・毛髪用と他のごみ用の蓋付きゴミ箱



～守っていただきたいこと～

■ 器具類の消毒について

はさみ、くし、ブラシ等の皮ふに接する器具は、客1人毎に交換し、適切に消毒したものを使用してください。

器具の消毒方法について、詳しくは6ページをご確認ください。



■ タオル類の消毒について

タオル類についても、客1人毎に交換し、次の方法等により消毒してください。

① 加熱による消毒方法

洗剤で洗浄後、蒸気消毒器に入れ、器内が80°Cを超えてから10分間以上蒸す。

(器内の最上部のタオルなどの中心温度が80°Cを超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するよう十分に注意する。)

② 消毒液による消毒方法

次亜塩素酸ナトリウム液に浸し消毒する。消毒終了後は、洗濯し必要に応じて乾燥保管するか、蒸し器に入れる。

(次亜塩素酸ナトリウム液は漂白作用もあるため、色物には適しない。)



なお、血液が付着したタオル類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の消毒※を行ってください。

※煮沸（2分間以上）、消毒用エタノール（76.9～81.4%、10分間以上浸漬）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.1%、10分間浸漬）による消毒

■ 器具及びタオル類の保管について

消毒済みの器具及びタオル類は、未消毒のものと混ざらないよう区別して保管してください。



■ 手指の洗浄・消毒について

作業を開始する前及び作業後に客1人毎、手指の洗浄を行ってください。

また、汚れがひどい場合は、消毒薬を使用するようにし、消毒薬を使用できない場合にあっては、石鹼等を用いて流水で手指を15秒間以上洗浄してください。



理容師・美容師のみなさんへ

適切な消毒を行っていますか？

血液による感染を未然に防ぐために、適切に器具の消毒を行う必要があります。

理容師法・美容師法により、器具の消毒方法が定められています。

■ 血液が付着している又はその疑いのある器具の消毒方法

次のいずれかの消毒方法を行っていただく必要があります。

煮沸消毒器による消毒

◎沸騰してから2分間以上煮沸します。

注意点

熱に弱い器具には適さない。



エタノールによる消毒

◎76.9%～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸します。

注意点

消毒液は汚れ、蒸発の程度により、7日以内に取り替える。
揮発性が高いため、密閉容器を使用する。



次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

◎0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度1,000ppm）中に10分間浸します。

注意点

消毒液は毎日取り替える。金属を腐食させるため、金属製品は必要以上に浸さない。



■ 血液が付着している疑いのない器具の消毒方法

紫外線照射による消毒

◎紫外線消毒器内の紫外線灯より85μW/cm²以上の紫外線を連続して、20分間以上照射します。

注意点

2,000～3,000時間（寿命時間）で紫外線灯の取替えが必要。
紫外線が当たらない部分には効果がないため、陰になる部分は位置、角度を変えて新たに照射する。
(※複雑な構造のものは適さない。)

逆性石けん液による消毒

◎0.1%～0.2%逆性石けん液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸します。

注意点

消毒液は毎日取り替える。
石けん、洗剤で洗浄したものを消毒するときは十分水洗いしてから消毒する。



煮沸消毒器による消毒

◎沸騰してから2分間以上煮沸します。

注意点

熱に弱い器具には適さない。



蒸し器などによる蒸気消毒

◎80°Cを超える蒸気に10分間以上触れさせます。

注意点

熱に弱い器具には適さない。

エタノールによる消毒

◎76.9%～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸すか、消毒用エタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具表面をふきます。

グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

◎0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸します。

注意点

消毒液は毎日取り替える。



次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

◎0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度100～1,000ppm）中に10分間以上浸します。

注意点

金属を腐食させるため、金属製品は必要以上に浸さない。



両性界面活性剤による消毒

◎0.1%～0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に10分間以上浸します。

注意点

消毒液は毎日取り替える。